## 第6 その他

## 1 市税の前納状況累年比較

(単位:人•千円•%)

科目	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	前納者数	20,309	19,791	18,821	18,959	18,007	17,618	17,490	19,083	18,581
	前納率(人数)	30.2	30.2	30.5	32.0	31.8	32.2	33.3	36.0	36.3
市民税	前納税額	1,400,267	1,334,463	1,298,952	1,533,503	1,362,567	1,372,513	1,483,369	1,503,557	1,365,661
	前納率(金額)	27.8	26.9	26.9	32.0	30.2	30.9	33.8	34.0	32.0
	前年比(金額)	101.1	95.3	97.3	118.1	88.9	100.7	108.1	101.4	90.8
	前納者数	55,554	53,911	55,043	56,253	57,404	58,549	60,210	60,836	64,537
┃ ┃ 固定資産税	前納率(人数)	35.1	33.8	34.4	35.0	35.5	36.1	36.9	37.2	39.3
	前納税額	6,395,615	6,404,947	6,458,340	6,653,524	7,079,981	7,125,217	7,492,240	7,423,553	7,831,411
┃都市計画税 ┃	前納率(金額)	28.0	27.8	28.4	28.8	30.3	30.8	31.9	31.3	34.3
	前年比(金額)	101.6	100.2	100.8	103.0	106.4	100.6	105.2	99.1	105.5
	前納者数	75,863	73,702	73,864	75,212	75,411	76,167	77,700	79,919	83,118
	前納率(人数)	33.6	32.8	33.3	34.2	34.6	35.1	36.0	36.9	38.6
合計	前納税額	7,795,882	7,739,410	7,757,292	8,187,027	8,442,548	8,497,730	8,975,609	8,927,110	9,197,072
	前納率(金額)	27.9	27.6	28.1	29.4	30.3	30.8	32.2	31.7	34.0
	前年比(金額)	101.5	99.3	100.2	105.5	103.1	100.7	105.6	99.5	103.0

(参考) ※平成12年度から前納報奨金制度を廃止

## 2 市税の徴税に要する経費の累年比較

		区分	平成28年度	平成29年度
		(1)市税	66,056,904	65,987,821
税」	収入額	(2)個人の県民税	16,063,356	16,111,843
		(3)合計	82,120,260	82,099,664
		(4)基本給	410,457	411,240
		(5)諸手当	268,589	274,138
		(イ)超過勤務手当	28,498	31,622
	人件費	(口)税務特別手当	193	157
		(ハ)その他の手当	239,898	242,359
		(6)その他	173,359	185,837
		(7)小計	852,405	871,215
┃ ┃ 徴税費		(8)旅費	1,381	373
PARA	需用費	(9)賃金	26,826	23,868
	111171350	(10)その他	218,230	318,814
		(11)小計	246,437	343,055
	報奨金及び	(12)納期前納付の報奨金	-	-
	これに類す る経費	(13)その他	692	790
		(14)小計	692	790
	(15)その	他	19,641	19,833
	(16)合計		1,119,175	1,234,893
┃ ┃ 県民税徴	(17)納税	義務者数を基準にした金額	589,173	593,265
, 宗氏稅倒 取扱費	7 \ Ap 15	金の額に相当する金額	681	466
	(19)合計		589,854	593,731
	(20) (16)	<b>—</b> (19)	529,321	641,162
税収入	に対する	(16) / (3)	1.36	1.50
徴税 3	費の割合	(20) / (1)	0.80	0.97
		徴税職員数	135	134
前	<b>〕</b> 年比	徴税費(合計)	52.1	110.3
		徴税職員数	98.5	99.3

<sup>「</sup>市町村税課税状況等の調・第39表」による。

(単位 件、千円、%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込)
66,500,606	67,152,137	66,510,358	63,433,495
16,286,740	16,626,581	16,742,204	16,000,148
82,787,346	83,778,718	83,252,562	79,433,643
399,528	416,791	454,049	477,919
272,245	289,398	302,203	325,330
31,754	35,284	39,650	43,973
98	100	97	256
240,393	254,014	262,456	281,101
186,367	188,281	190,831	189,439
858,140	894,470	947,083	992,688
360	491	1,458	2,560
42,213	49,544	0	0
238,149	227,215	373,674	338,753
280,722	277,250	375,132	341,313
_	-	_	_
446	470	358	433
446	470	358	433
19,915	21,738	22,996	24,700
1,159,223	1,193,928	1,345,569	1,359,134
600,115	604,823	611,841	613,992
531	-	-	-
600,646	604,823	611,841	613,992
558,577	589,105	733,728	745,142
1.40	1.43	1.62	1.71
0.84	0.88	1.10	1.17
134	137	137	136
93.9	103.0	112.7	101.0
100.0	102.2	100.0	99.3

# 3 市税の税率 (1)令和3年度分

税		年度分 賦課期日	納税義務者					課税权	悪準及び	税率						
市目		1月1日	市内に住所を	均等	割(標準	税率)	3,500円		K+20	176						
	人)	.,,	有する個人		割(標準				× 税	率 6/100	)					
			市内に住所を				税の税率		税率							
			有しない個人		分離	一般の短期			5.4%	4						
			で市内に事務所、事業所又		短期		公共団体等に 係る短期譲渡		地 3.0%							
			は家屋敷を有			一般の長期	譲渡所得		3.0%							
			する個人				等に係る長期	譲渡所得		_						
					分離		円以下の部分 円超の部分		2.4%	+						
					長期		等に係る長期	譲渡所得		1						
							円以下の部分		2,4%							
					上堤挟式等	6千万F   6千万F	円超の部分 55得等		3.0%	+						
						た 等に係る譲渡			3.0%	_						
					先物取引に	:係る譲渡所名	导等		3.0%							
	民税		市内に事務 所、事業所、	均等	割(標準	(税率)							_			
(法	시		寮等を有する		法人等	の資本等	の金額の			者数の区		税率(年				
			法人		50億円	を超える	もの	- 1		望えるも(		3007				
								$\overline{}$		下のもの		417	_			
						を超え50	億円以下	٠/ ا		望えるも(		1757				
					もの			$\overline{}$		下のもの		417	_			
					1億円を	と超え10億	意円以下 <i>0</i>	りものし		望えるも(		407	[			
										下のもの		167				
					1千万円もの	円を超え1	億円以下	٠,		望えるもの		157				
						円以下の	±.m			下のもの <sup>置えるもの</sup>		137				
							人以外の		007(2)	E/L-0 0			5円			
				法人			6.0/100									
固定	資産税	1月1日	土地、家屋、	-			目における	価格								
			有者	都i	市計画移	<b>兑: 1.4/1</b> 兑: 0.3/1										
		4月1日	4月1日現在に おける軽自動	〇原	動機付					三輪以上						
					50cc以	下 -										
			車等の所有者				2,000円	三輪・	四輪の	经自動車						
	軽		車等の所有者 又は使用者		90cc以	下	2,000円				_	Otto Sinititie	税 率 平成20年4月から			
					90cc以 90cc超	下 !	2,000円 2,400円		四輪の 種 区		平成20	0年3月以前に ナンバー取得	平成20年4月から 平成27年3月までに	10000 ( ) 2/1-	以降に -取得	
	軽 ( 種自			O.Ib	90cc以 90cc超 ミニカー	下 ! -	2,000円		種区:	ti	平成20 初めて した車	ナンバー取得 頃 (重課)	平成20年4月から 平成27年3月までは 初めてナンバー取得 した車両	初めてナンバー した車両	-取得	
				〇小	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊日	下 ! - 自動車	2,000円 2,400円 3,700円		種区:	î) Î	平成2( 初めて した車	ナンバー取得 頃 (重課) 4,600円	平成20年4月から 平成27年3月までに 初めてナンバー取得 した車両 3,100円	初めてナンバー した車両 3,900F	-取得	
	種自別動			〇小	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊! 農耕作	下	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円		種区:	分 倉 自家用	平成20 初めて した車 1:	ナンバー取得 頃 (重課) 4,600円 2,900円	平成20年4月から 平成27年3月までに 初めてナンバー取得 した車車 3,100円 7,200円	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800	-取得 円 円	
AV.	種自				90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊I 農耕作 その他	下 一 自動車 業用	2,400円 3,700円 2,400円 5,900円		種区	育 自家用 営業用	平成20 初めて した車 1:	ナンバー取得 頃 (重課) 4,600円 2,900円 8,200円	平成20年4月から 平成27年3月までは 初めてナンバー取得 した車車 3,100円 7,200円 5,500円	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800F	-取得 円 円	
軽自	種自別動			0=	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊 農耕作 その他 輪の小	下 - 自動車 業用 型自動車	2,400円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円	車	種区	分 倉 自家用	平成2(初めて した車 1: 8	ナンバー取得 頃 (重課) 4,600円 2,900円	平成20年4月から 平成27年3月までに 初めてナンバー取得 した車車 3,100円 7,200円	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800	-取得 円 円	
自動	(種別割)			0=	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊I 農耕作 その他	下 - 自動車 業用 型自動車	2,400円 3,700円 2,400円 5,900円	車	種 区 三 乗用	育 自家用 営業用 自家用	平成2(初めて した車 1: 8	サンバー取得 頃 (重課) 4,600円 2,900円 8,200円 6,000円	平成20年4月から 平成27年3月までは 初めてナンバー取得 した車両 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800F 6,900F 5,000F	-取得 円 円	
自動車	(種別割)		又は使用者	0=	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊 農耕作 その他 輪の小	下 - 自動車 業用 型自動車	2,400円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円	車	種 区 三 乗用	育 自家用 営業用 自家用	平成2(初めて した車 1: 6	ナンバー取得 頃(重課) 4,600円 2,900円 8,200円 6,000円 4,500円	平成20年4月から 平成27年3月までは 初めてナンバー設得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800F 6,900F 5,000F	-取得 円 円 円	
自動	(種別割)			0=	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊 農耕作 その他 輪の小	下 - 自動車 業用 型自動車	2,400円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円	車	種区	自家用営業用自家用	平成2(初めて した車 1: 6	サンパー取得 頃 (重課) 4,600円 2,900円 8,200円 6,000円 4,500円	平成20年4月から 平成27年3月までは 初めてナンバー設得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800F 6,900F 5,000F	-取得 円 円 円	国叶州原属社会设施。 (25.4.下达、2.3)
自動車	(種別割)		又は使用者	0=	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊 農耕作 その他 輪の軽 輸の軽	下 自動車 業用 型自動車自動車	2,400円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円	四輪	種区	自家用 営業用 自家用 営業用	平成2(初めてした車 4 1: を 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ナンパー取得 (重課) 4,600円 2,900円 8,200円 6,000円 4,500円 (家の 医時的 軽減) 対象 (本の 2000円 長野	平成20年4月から 平成27年3月までは 初かてナンバー取得 した車電 3,100円 7,200円 4,000円 4,000円 3,000円 よう機を 車 (自家用の乗用事)	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800I 6,900F 5,000F 3,800F	取得 円 円 円 円 円	(R3, 4, 1~R3, 12, 31)
自動車	(種別割) 環		又は使用者	O= O=	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊 農耕作 その他 輪の小3 輪の軽[	下 自動車 業用 型自動車 自動車 体育性 体育性 中枢检查医基本环络	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円	四輪	種 区 三 乗用 貨物 非限税	自家用自家果用自營業用	平成2(初めて した車 1: を 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 様 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	デンバー取得 頃 (重謀) 4,600円 2,900円 8,200円 6,000円 4,500円 (2,900円 4,500円 (3,000円 4,500円 (3,000円 (4,500円 (	平成20年4月から 平成27年3月までは 初めてナンバー設得 した車間 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 よら規率 車(自家用の乗用率) と走事が記載さ車(空馬等等 と基準が記載さ車(空馬等等)	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800I 6,900F 5,000F 3,800F	明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明明	
自動車	(種別割) 環境		又は使用者	O= O= ================================	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊! 農耕作 その他 輪の外3 輪の軽!	下 自動車 業用 型自動車 自動車 体育性 体育性 中枢检查医基本环络	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円	四輪	種 区 三 乗用 貨物 非限税	自家用 自家果用 自營業用 管養素用	平成2(初めて車 d d d d d d d d d d d d d d d d d d d	デンバー取得 頃 (重謀) 4,600円 2,900円 8,200円 6,000円 4,500円 (2,900円 4,500円 (3,000円 4,500円 (3,000円 (4,500円 (	平成20年4月から 平成27年3月までは 初かてナンバー 翌得 人た車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 基準が3減速車(空馬等車 馬車が3減速車(空馬等車 馬車が3減速車(空馬等車 馬車が3減速車(空馬等車 基準が3減速車(空馬等車	初めてナンバー した車両 3,900F 10,800I 6,900F 5,000F 3,800F	取得 円円 円円 一円 一円 一円 一円 一円 一円 一円 一円 一円 一円 一円	(R3, 4, 1~R3, 12, 31)
自動車	(種別割) 環境性能		又は使用者	O	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊 農耕作 その他 輪の外 輸 輸の軽[ ************************************	下 自動車 業用 型自動車 他發性 一個數章 基準的	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円	車 四輪 (車に取る) 東京に取る) は車に取る)	種 区 三 乗用 貨物 「	自家用 営業用 営業用 営業用 おまま 日本 東京 日本	平成2(人) 中成2(人) 中	デンバー取得 調道 (重謀) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 対象 かかつ300年度修訂 がかつ300年度修訂 がかつ300年度修訂 がかつ300年度修訂 なかっ300年度修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修訂 ながら300年度を修正 な	平成20年4月から 平成27年3月までは 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 5,500円 4,000円 3,000円 は支援を 本(自家間の発用率) と基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳速車で(2里等) 基準55歳を	制めてナンバー した事項 3,900F 10,800I 6,900F 5,000F 3,800F 就成事に限る) 確改章に限る)	四円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車	(種別割) 環境性		又は使用者	O	90cc以 90cc超 ミニカー 型特殊作 その他 輪の外3 輪の軽[ ************************************	下 自動車 業用 型自動車 他發作 化聚物	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円	事の主要を表しています。	種 区 三 乗用 貨物 「	自家用 自家果用 自營業用 管養素用	平成2(では、	ナンバー取得 調度 (重謀) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 が2,900円 4,500円 が2,900円 4,500円 (本)20	平成20年4月から 平成27年3月までは 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 は、100円 1,500円 4,000円 3,000円 は、100円 は 100円 は 100円 は 100円 は 100円 は 100円 は 100円 は 100円 は 100円 は 10	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   3,800F   3	四円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車	(種別割) 環境性能		又は使用者		90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 25二カー型特殊作 その他 輪の小3 輪の軽 [ ***********************************	下 自動車 業用   型自動車   機能   機能   機能   機能   機能   機能   機能   機	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 (2,400円 3,600円 (2,400円 (3,400円 (3,400円 (4,400円 (4,400) (4,400	車 四輪 (収集を) (対象に限る) (対象に限る)	種 区 三 乗用 貨物 「	自家用 自家果用 自營業用 管養素用	平成2(2) 中成2(2)		平成20年4月から 平成27年3月までは 初かてナンバー 翌得 人だ車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,0	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車	(種別割) 環境性能		又は使用者		90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 25二カー型特殊作 その他 輪の小3 輪の軽 [ ***********************************	下 自動車 業用 型自動車 機費性 医皮肤	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 (2,400円 3,600円 (2,400円 (3,400円 (3,400円 (4,400円 (4,400) (4,400	車 四輪 (収集を) (対象に限る) (対象に限る)	種 区 三 乗用 貨物 「	自家用 自家果用 自營業用 管養素用	平成2(2) 中成2(2)		平成20年4月から 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 と支援を 本 (自家目の乗用率) と基準50%達成主体(空差等) 基準50%達成主体(空差等) 基準50%達成主体(空差等) 基準50%達成主体(空差等) を表現の3度速率 の3環境からか60%の条件を がありたりの40%を基準 の3環境からか60%の条件を をあるのである。	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税	(種別割) 環境性能		又は使用者 自動車等取 たばこの卸売	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	90に以 90には 90には 90には 20には 90には 20には 20には 20には 20には 20には 20には 20には 2	下 自動車 業用 型自動車 機費性 医皮肤	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 (2,400円 3,600円 (2,400円 (3,400円 (3,400円 (4,400円 (4,400) (4,400	型輸	種 区 三 乗用 貨物 「	自家用 自家果用 自營業用 管養素用	平成2(2) 中成2(2)		平成20年4月から 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 と支援を 本 (自家目の乗用率) と基準50%達成主体(空差等) 基準50%達成主体(空差等) 基準50%達成主体(空差等) 基準50%達成主体(空差等) を表現の3度速率 の3環境からか60%の条件を がありたりの40%を基準 の3環境からか60%の条件を をあるのである。	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税	(種別割) 環境性能割 環境性能割		又は使用者 軽自動車等取 得者	〇二 〇二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二 ○二	90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 9cc以 9	下 自動車 業用 型自動車 機費性 医皮肤	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 2,000円 3,600円 2,000円 3,600円 3,600円	型輪 四輪 (本に思る) (本に定し、思とな) (本に定	種 区 票果用 貨物 非政税 1.05 2.06	會自家用 管業用 自家用 會業用 會業 完 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	平成2(2) 中成2(2)		平成20年4月から 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 と支援を 本 (自家目の乗用率) と基準50%達成す(区基等) 基準50%達成す(区基等) 基準50%達成す(区基等) 基準50%達成す(区基等) をおりたのでの大きながあった。 のす場別からかのでの大きながあった。 のする場合からかのでの大きなはます。 のする場合からかのでの大きます。	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(種別割) 環境性能割 ば 土 自動車税 地		又は使用者 自動車 の加等 はば、業 のの はず、表 で の で の で の の も も も も も も も も も も も も も	〇二 〇二 三 三 三 三 三 三 三 三 流 三 流 三 流 三 流 三 流 三 二 二 二 二	90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 90cc以 9cc以 9	下 自動車 業用 型自動車 機費性 医皮肤	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 1金等 連点を位置事連点を 成成の基準 成成を の成果を のに のので 3,600円 で のので のので のので のので のので のので のので のので のので	型輪 四輪 (本に思る) (本に定し、思とな) (本に定	種 区 票果用 貨物 非政税 1.05 2.06	會自家用 管業用 自家用 會業用 會業 完 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	平成2(2) 中成2(2)		平成20年4月から 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 3,000円 と支援を 本 (自家目の乗用率) と基準50%達成す(区基等) 基準50%達成す(区基等) 基準50%達成す(区基等) 基準50%達成す(区基等) をおりたのでの大きながあった。 のす場別からかのでの大きながあった。 のする場合からかのでの大きなはます。 のする場合からかのでの大きます。	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(種別割) 環境性能割 ぱいぱい		又は使用者 軽自動車等取 得者	〇二 〇二 三 三 三 三 三 三 三 三 流 三 流 三 流 三 流 三 流 三 二 二 二 二	90に以 90に以 90に以 90に以 90に以 90に以 20 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中庭 數車 業用 型自動車 學習自動車 中庭 整置 第555。 中庭 整置 第555。中庭 數章 医第555。 中庭 數章 医第555。 1,000本( 1,000x( 1,	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 1金等 連点を位置事連点を 成成の基準 成成を の成果を のに のので 3,600円 で のので のので のので のので のので のので のので のので のので	型 型 で	種 区 	會自家用 管業用 自家用 管業用 管業用 本素配 0.5% 2.0%	平成2/2 初めて 4 11: 6 6 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	プンパー取得 関 (重課) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 1,12 1,2 1,2 1,2 1,2 1,2 1,2 1,2 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3	平成20年4月から 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 5,500円 4,000円 3,000円 4,000円 3,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(種別割) 環境性能割 ば 土 自動車税 地		又は使用者 自動車 の加等 はば、業 のの はず、表 で の で の で の の も も も も も も も も も も も も も	〇二 〇二 「 「 完 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一	90に以超 90に以超 90に以超 90に以超 90に以超 90に以超 90に以超 90に以超 80に以 90に以 90に以 90に以 90に以 90に以 90に以 90に以 9	中學 中	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 1位等 連載単位医原来連続 (建成業化医系連続 (建成業化の基準 (成り大阪の基準) (連成業化の基準 (成り大阪の基準) (市の各級、建成業化 (のの表) (のona) (ona)	車 四輪 (本に取る) (************************************	種 区 三 乗用 貨物 1 点	音 自家用 営業用 自家用 営業用 き業用 未審税 0.5% 1.0%	平成2C	プンパー取得 類(全量膜) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 1,12 1,2 1,2 1,3 1,3 1,4 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,4 1,3 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4	平成20年4月から 平成27年3月まで 7年3月まで 3、100円 7、200円 5、500円 4、000円 3 000円 3 000円	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(種別割) 環境性能割 ば 土 自動車税 地		又は使用者 自動車 事等 のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	〇二 〇二 「 「 完 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一 元 一	90cc以超90cc以超90cc以超 90cc以超 90cc以超 90cc以超 90cc以超 8 年	中學 中	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 1金等 20日本 20日本 20日本 3,600円 1金等 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本	車 四輪 (本に取り) パーギャン (本来に取り) インド・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	種 区 三 乗用 貨物 1 点	音 自家用 営業用 自家用 営業用 き業用 未審税 0.5% 1.0%	平成2C	プンパー取得 類(全量膜) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 1,12 1,2 1,2 1,3 1,3 1,4 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,4 1,3 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4	平成20年4月から 平成27年3月まで 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 5,500円 4,000円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税 市特保 入	(種別割) 環境性能割 ぱ 辻有 揚! 自動車税 環境性能割 税 地税 税		又は使用用者 軽得 自者 を販 土又 が高のでは、 が高いでは、 を取 が、 を取 が、 を取 が、 な で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	〇二 〇二 一 売 令和 ((取 )	900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に 190	下 自動車 車	2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 3,600円 1 (200円) 1 (200円) 3,600円 3,600円 3,600円 1 (200円) 3,600円 3,600円 3,600円 3,600円 1 (200円) 3,600円 3,600円 3,600円 1 (200円) 3,600円 3,60	車 四輪 本本に取引 (1) * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	種 区 三 乗用 貨物 「	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	平成2C	プンパー取得 類(全量膜) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 1,12 1,2 1,2 1,3 1,3 1,4 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,4 1,3 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4	平成20年4月から 平成27年3月まで 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 5,500円 4,000円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅
自動車税 市特保 入	(種別割) 環境性能割 ば 辻有 一切 単 税 地税		又ははた販土又は使用事のおきのおき有者が売地は次なたない <td< th=""><th>〇二 〇二 </th><th>900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に 190</th><th>下 自動車 車</th><th>2,000円 2,400円 3,700円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 1</th><th>車 四輪 本本に取引 (1) * * * * * * * * * * * * * * * * * * *</th><th>種 区 三 乗用 貨物 「</th><th>(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</th><th>平成2C</th><th>プンパー取得 類(全量膜) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 1,12 1,2 1,2 1,3 1,3 1,4 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,4 1,3 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4</th><th>平成20年4月から 平成27年3月まで 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 5,500円 4,000円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,</th><th>  初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3</th><th>取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日</th><th>(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅</th></td<>	〇二 〇二 	900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に以超ー 1900に 190	下 自動車 車	2,000円 2,400円 3,700円 3,700円 2,400円 5,900円 6,000円 3,600円 3,600円 1	車 四輪 本本に取引 (1) * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	種 区 三 乗用 貨物 「	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	平成2C	プンパー取得 類(全量膜) 4,600円 2,900円 8,200円 8,200円 6,000円 4,500円 1,12 1,2 1,2 1,3 1,3 1,4 1,3 1,3 1,3 1,3 1,3 1,4 1,3 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4 1,4	平成20年4月から 平成27年3月まで 平成27年3月まで 初のてナンバー取得 した車電 3,100円 5,500円 4,000円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,000円 3,000円 2,500円 4,000円 3,	初めてナンバー した事項   3,900F   10,800   6,900F   5,000F   5,000F   3,800F   3	取得 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(B3.4.1~B3.12.31) 非課稅

(職者) 普通徴収
1期 6月1日~6月30日 2期 8月1日~8月31日 3期 10月1日~10月31日 4期 翌年1月1日~1月31日 ただし、均等割額以下の場合は、6月1日~6月30日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで をがられる。 中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内  確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内  「平成26年度から令和5年度まで、均等割を500円 第)  「課税標準額) 総所得金額一所得控除額  法人税割(標準税率)  平成26年9月30日までに開始する開始事業年度: は連結事業年度分 12.3/100  平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始事業年度分 9.7/1
2期 8月1日~8月31日   第)   第)   第)   第)   第)   3期 10月1日~10月31日   4期 翌年1月1日~1月31日
3期 10月1日~10月31日   4期 翌年1月1日~1月31日   ただし、均等割額以下の場合は、6月1日~6月30日   総所得金額一所得控除額   総所得金額一所得控除額   法人税割(標準税率)   法人税割(標準税率)   平成26年9月30日まで[に開始する開始事業年度]   は連結事業年度分 12.3/100   平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始事業年度分 9.7/1   確定申告   事業年度終了の日の翌日から2月以内   令和元年10月1日から開始する開始事業年度分 9.7/1
4期 翌年 1月1日~1月31日 ただし、均等割額以下の場合は、6月1日~6月30日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで
ただし、均等割額以下の場合は、6月1日~6月30日特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日までただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで 中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 平成26年9月30日までに開始する開始事業年度: は連結事業年度分 12.3/100 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する開始事業年度分 9.7/1 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 や和元年10月1日から開始する開始事業年度分:
特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで 中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 を加元年10月1日から開始する開始事業年度分 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで
ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで    法人税割(標準税率)   平成26年9月30日までに開始する開始事業年度に連結事業年度分   12:3/100   12:3/100   平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する開始事業年度分   9:7/1   確定申告   事業年度終了の日の翌日から2月以内   令和元年10月1日から開始する開始事業年度分   12:3/100   中成26年10月1日から令和元年9月30日までに開る開始事業年度分   12:3/100   13:4   14:4   16:4   1
法人税割(標準税率)  中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内  確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内  法人税割(標準税率)  平成26年9月30日までに開始する開始事業年度に連結事業年度分 12.3/100  平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開る開始事業年度分 9.7/1
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 マ成26年10月1日から令和元年9月30日までに開る開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/1 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 マ成26年10月1日から令和元年9月30日までに開る開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/1 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開る開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/1 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
申告納付 から2月以内 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開る開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/1 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
る開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/1 確定申告 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分:
事業年度終了の日の翌日から2月以内 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分
選和爭未平反刀 0.0/ 100
*** \\Z \( \) \( \
普通徴収   (免税点)   「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1期 4月1日~ 4月30日 土地 30万円未満
2期 7月1日~ 7月31日 家屋 20万円未満
3期 12月1日~12月25日 償却資産 150万円未満
4期 翌年 2月1日~ 2月末日 (課税標準額)
普通徴収 5月1日~5月31日 
車種区分 税 率 (軽課) (2版/355/45項 (2版/355/45項
三 輪 1,000円 2,000円 3,000円 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
四輪 ** 用
貨物 営業用 1,000円 1,900円 2,900円
対象となる車両
① 慨福 / 5 %軽減  天然ガス軽白動車 平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
②概ね50%軽減 がソリン車・ハイブリッド車で 【乗用】令和2年感燃費基準+30%達成車 【資物】平成27年度燃費基準+35%達成車
③概ね25%軽減 ガソリン車・ハイブリッド車で 【興用】 令和2年度燃費基準+10%達成車 【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車
※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減速成車に限る ※初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り(1年度分のみ)適用
当分の間、賦課徴収は岐阜県
申告納付 申告月の翌月末日まで
平成15年度以降は新たな課税を行わない。 
特別徴収   申告月の翌月15日まで
h # 644
申告納付   (免税点)   次金割   1000㎡以下
法人 事業年度終了の日から2月以内 資産割 1,000㎡以下 (分表表型) 400 上以下
個人 翌年3月15日まで   従業者割 100人以下

#### (2)税率の変遷(平成24年度以降)

			过24年度以降)	_		
税目	_	年度		5	26	27
	個	均等割	3,000円		3,500円	
	人	所得割	一律 6/100		一律 6/100	
市		均等割	法人等の資本等の 金額の区分	税率(年額)		
	法		50億円を超えるもの 50人を超えるもの 50人以下のもの	300万円 41万円		
民			10億円を超え50億50人を超えるもの円以下のもの50人以下のもの	175万円 41万円		
			1億円を超え10億円 50人を超えるもの 以下のもの 50人以下のもの	40万円 16万円		
税			1千万円を超え1億 円以下のもの 50人以下のもの 50人以下のもの	15万円 13万円		
加	人		1千万円以下のもの 50人を超えるもの 上記に掲げる法人以外の法人	5万円		
		法人税割	12.3/100		平成26年10月1日開始	
					事業年度分から9.7/100	
固	定	資産税	1.4/100	] 土 注   /	产150万四土洪 /钿松梅洪绿	
			免税点 土地30万円未満 家屋20万円 ○原動機付自転車 ○軽自動車	1木油 1負却負	産150万円未満 (課税標準額	)     以下の車種についてH27年度から変更
				2,400円		(右金額はH27.4.1に初めて
				3,100円	** B	新車登録をした車両の税率)
			90cc超 1,600円 四輪以上 ミニカー 2,500円		業用 5,500円 家用 7,200円	○軽自動車   三輪 3,100円・3,900円
			〇小型特殊自動車		業用 3,000円	四輪以上 乗用 営業用 5,500円・6,900円
		軽	農耕作業用 1,600円	自	家用 4,000円	自家用 7,200円・10,800円
		自	その他 4,700円 〇二輪の小型自動車 4,000円			貨物用 営業用 3,000円・3,800円 自家用 4,000円・5,000円
		動	〇二冊の小空日勁半 4,000円			日永州 4,000円 - 3,000円
		車				
		税				
		へ 種				
車	E E	別				
É	1	割				
重	b	J				
耳	ī					
杉	ź					
		環				
		境 				
		性				
		能				
		割				
市	たし	ずこ税	1,000本につき4,618円 H25.4月~ 1,00 (旧3級品は2,190円) (旧3級品は2,48		ч	
特別	引土	地保有税	1.4/100(保有分) 3/100(取得分)			
7	;	湯 税	入湯客 1人1日 150円			
事	業	所 税	資産割 600円 従業者割 0.25/100	)		
都	市	計画税	0.3/100			
_						

○原動機付自転車					3,10			
50cc以下	2,000円	_	- +0		3,90		14.+T\	
0000001	2,0001 ]	Ξ	三 幸侖	重課	軽課(グリ			
90cc以下	2,000円			4,600円	1,000円	2.000円	③ 3.000円	
90cc超	2.400円				7,20			
000000	2,1001 1		乗用·			00円		
ミニカー	3.700円		自家用	重課	軽課(グリ			
	-,			12,900円	0	2	3	
〇小型特殊自動車				12,000, 1	2,700円	5,400円	8,100円	
## ±11 // alle ===					5,50			
農耕作業用	2,400円		乗用·	6,900円				
7 A /II	F 000 FT		営業用	重課		ーン化特例対		
その他	5,900円			8,200円			<u> </u>	
〇二輪の小型自動車	6.000円	四輪		1,800円   3,500円   5,200円				
	0,0001 1	以上		4,000円 5,000円				
〇二輪の軽自動車	3.600円		貨物· 自家用	重課				
		000円  以上[			(D)	2	(3)	
				6,000円	1,300円	2,500円	3,800円	
					3,00	0円		
			貨物·		3,80			
			営業用	重課	軽課(グリ	ーン化特例対		
		ı		4,500円	0	2	3	
<平成28年度備考>				4,5001 ]	1,000円	1,900円	2,900円	

- ※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。
- ※平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。
- ※重課:平成14年以前に初めてナンバー登録(第車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、温合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機 関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
- ※軽課:平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能 の達成基準を満たす車両は平成28年度に限り3段階の軽課税率となります。
- ①電気自動車、天然ガス自動車
- ②ガンパン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、 かつ32年度燃養基準 + 20%達成の乗用車及び27年度燃料基準 + 35%達成の貨物 ②ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、 32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物

#### 」¦<平成29年度備考>

- ※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。
- ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。
- ※重課:平成16年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガンリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、徳けん引車を除く。) ※軽課:平成28年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び
- 燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り3段階の軽課税率となります。
- ①電気自動車、天然ガス自動車
- ②ガンリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ 32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物
- ③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、 32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物

H28.4月~ 旧3級品は1,000本につき2,925円	H29.4月~ 旧3級品は1,000本につき3,355円

30	R1
	令和元年10月1日開始
	事業年度分から6.0/100

#### |<平成30年度備考>

度燃料基準+15%達成の貨物

※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及び

※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び 燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス

ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)

基準値より窒素酸化物10%以上低減 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基

準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度 燃料基準+35%達成の貨物 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス 基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年

#### <令和元年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。

※重課: 平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及び ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)

※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び 燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。

①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス 基準値より窒素酸化物10%以上低減

②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車でおり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物

③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス 基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年 度燃料基準+15%達成の貨物

燃費性能等	税	率
	自家用	営業用
電気自動車等		
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車		
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
上記以外	2.070	2.0%

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制 からNOx10%低減達成車)

※ ★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車 又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

H30.4月~ 旧3級品は1,000本につき4,000円 H30.10月~ 1,000本につき5,692円 R1.10月~ 旧3級品は1,000本につき5,692円

- 79 -

R2			R3
R2			No.
Land America			
< 令和2年度備考>   ※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした。	- 東亜什 上の	の砂箱とたり主オ	< 令和3年度備考> ※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。
<ul><li>※平成20年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした</li><li>※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした</li></ul>			※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。
   ※重課:初めてナンバー登録(新車) してから13年を終   (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車	を	対象となります。	※重課:初めてナンバー登録(新車) してから13年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを
「国外球日旬年、ヘラノール球日旬年、カラノール球日旬月 ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動 R2対象車 H19年3月以前の登録車両	車、被けん引き	直を除く。)	内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)
   ※軽課:前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車   の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税		生能及び燃費性能	R3対象車 H20年3月以前の登録車両
R1対象車 H31年4月からR2年3月登録車両			※軽課: 前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準 を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。
① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規 基準値より窒素酸化物10%以上低減	制適合または	平成21年排出ガス	R3対象車 R2年4月からR3年3月登録車両 ① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より
② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準7 基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30			・ 電外日勤事、人然ガス日勤章と平成30年排出ガス残削短日よんは平成21年排出ガス基準電かり 窒素酸化物10%以上低減 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低
燃料基準+35%達成の貨物  ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準7	5%低減または	H30年排出ガス	減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の
基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10 燃料基準+15%達成の貨物	〇%達成の乗用	車及びH27年度	貨物 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の
			原連以早でのり、から1/24 反派兵卒年 1 10/0 年成の未刊半次U112 1 年反派科奉年 1 13/0 連成の 貨物
臨時的軽減による税率	I		環境性を削り急等的構成による信息
対象車 (自家用の乗用車)	通常の税率	臨時的軽減後の税率 (R1.10.1~R3.3.31)	株式自動車等   東京日本   株式自動車等   東京日本   東
電気自動車等	at::::::::::::::::::::::::::::::::::::		☆
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	非課税	非課税	************************************
上記以外 ※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然だ	2.0% 7.女軽自動車	1.0%	★★★★かつ2000年度營費基準555未満         2.05         ★★★★かつ2000年度營費基準555未満         2.05         1.06           上並以外         上並以外
ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制から ※ ★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx509	SNOx10%低源	<b>炭達成車)</b>	至 今和1年1月1日から今6年7月1日主て適用される税率です 至 「電気自動車等」は、電気軽自動車をびざ残め水配自動車 ※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び式後が水配自動車 (平元が中華並が入業制造合文は平流が半発送が入業制造
排出ガス規制からNOx75%低減達成車	OECHALESSA	(16) ////	(平在が早発出する最初差合又は平在が年末出する最初 から加上が人送達を注 からかしが人送達を注 からかしが人送達を注 がまった。    **********************************
			<ul> <li>★★★★: 平在30年表現より表現から別の30年度提出を</li> <li>工以平元17年表現より表現から別の37年度建立</li> <li>大田元17年表現より表現から別の37年度建立</li> <li>大田元17年表現から別の37年度建立</li> <li>大田元17年度に存成されています。</li> <li>大田元17年度に存成されていまする。</li> <li>大田元17年度に存成されていまするが、</li> <li>大田元17年度に存成されていまするが、</li> <li>大田元17年度に存成されていまするが、</li> <li>大田元17年度に存成されていまするが、</li> <li>大田元17年度に存成されていまするが、</li> <li>大田元17年度に存成され</li></ul>
R2.10月~ 1,000本につき6,122円			R3.10月~ 1,000本につき6,552円

### 4 市民税(個人)所得控除額の推移

≅分	年度		24	25	26	27	28	29	30			
		次のいずれか多い金額										
	雑損	①損失額ー補てん額ー総所得金額等	<b>等×10%</b>									
		②災害関連支出金額-補てん額-5										
	医療費	支払った医療費ー補てん額ー(総所	得金額等×5% 又は10万円のし	<b>いずれか低い金額</b> )	1400267	,			支払っ			
	AL A /D 8A/M	控除限度額200万円							セルフ			
	社会保険料 小規模企業共済等掛金	支払った保険料の額 支払った掛金の額										
	1. 观快正来八州 中国亚	①生命保険料だけの場合		一般生命保険料,個人年金保	険料、介護医療保険料について、そ	-h.						
		OT 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	(単位:円)		除額の合計額(控除限度額:70,000							
		~15,000	全額	①平成24年1月1日以降に締結し	と保険契約等(新契約)に係る控除							
		15,001~40,000	支払保険料×1/2+7,500		(単位:円)	_						
		40,001~70,000	支払保険料×1/4+17,500	~12,000	全額							
		70,001~	35,000	12,001~32,000	支払保険料の1/2+6,000	_						
		②個人年金保険料だけの場合	①と同様	32,001~56,000	支払保険料の1/4+14,000	-						
	生命保険料	③両方の場合	①と②の合計額	56,001~	28,000 した保険契約等(旧契約)に係る控	」 除						
				②十成23年12月31日以前に帰和	Cに体験关約寺(旧关約/に除る位) (単位:円)							
				~15,000	全額	7						
				15,001~40,000	支払保険料の1/2+7,500	1						
				40,001~70,000	支払保険料の1/4+17,500							
				70,001~	35,000							
				③新契約と旧契約の双方の保険								
		<b>Ω</b> ! <b>₹</b> ! <b>₹</b> ! <b>₹</b> ! <b>₹</b> ! <b>₹</b> ! <b>₹</b> .		それぞれ①と②の計算式で求	めた合計金額(上限28,000円)							
		①地震保険料だけの場合 支払った保険料×1/2(控除限)	<b></b>									
		②損害保険料だけの場合	X 18. 20,000 17									
		G DK LI DK DK TITCH V V W LI	(単位:円)									
	此番加林	~5,000	全額									
	地震保険料	5,001~15,000	支払保険料×1/2+2,500									
所		15,001~	10,000									
		※平成18年以前に締結した長	胡損害保険契約等									
得		③両方の場合 ①と②の合計額(控除限度額:25,000円)										
াব্য		<b>①とどの言計額(控除限及額:</b>	25,000円)									
控	寄附金	寄附金所得控除を廃止し 寄附金税額控除へ										
	障害者											
		26万円 特別障害者:30万円(同居	号特別障害者の場合 23万円を加	1算)								
砼	寡婦(夫)・ひとり親	26万円 特別障害者:30万円(同居 寡婦(夫)、勤労学生:26万円	居特別障害者の場合 23万円を加	1算)								
除		寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円	<b>号特別障害者の場合 23万円を</b> 加	1算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者: 33万円	<b>岩特別障害者の場合 23万円を</b> 加	9算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円	<b>岩特別障害者の場合 23万円を</b> 加	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者: 33万円	<b>岩特別障害者の場合 23万円を</b> 加	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者: 33万円	特別障害者の場合 23万円を加	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者: 33万円		算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者: 33万円	(単位:円) 控除額	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配偶者:33万円 老人配偶者:38万円	(単位:円)	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者: 33万円 老人配偶者:38万円 を 配偶者:38万円 を 個番を 138万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配偶者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000	算)								
除	寡婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生	募婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の募婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 38,001~399,999 400,000~449,999 450,000~449,999 500,000~549,999	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000	第)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の事婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 400,000~449,999 500,000~499,999 500,000~599,999	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000	算)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者		(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 160,000	算)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者	事婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の募婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 400,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 600,000~649,999 650,000~699,999	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 160,000 110,000	算)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者		(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 160,000	第)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者	募婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の募婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 38,001~399,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~649,999 700,000~749,999	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000	第)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の事婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 450,000~449,999 500,000~599,999 650,000~699,999 700,000~759,999 750,000~759,999	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	第)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者	事婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の事婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 450,000~449,999 550,000~549,999 550,000~649,999 700,000~749,999 750,000~759,999 760,000~	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	第)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 400,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~699,999 700,000~759,999 750,000~759,999 750,000~ 大菱親族:33万円 特定技養親族:43万円 老人扶養親族:38万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	算)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者	募婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の募婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 ののののでは、399,999 が、400,000では、999,999 が、999 が 990 が、999 が 990 が、999 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 990 が 900 り 90 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 90 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 900 り 90 り 90 り 90 り 90 り 90 り 90 り 90 り 90 90 り 90 り 90 り 90 90 り 90 り 90 り 90 り 90 り 90 90 り 90 90 り 90 り 90 り 90 90 り 90 90 90 り 90 り 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90 90	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	第)								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 400,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~699,999 700,000~759,999 750,000~759,999 750,000~ 大菱親族:33万円 特定技養親族:43万円 老人扶養親族:38万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	9.								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 400,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~699,999 700,000~759,999 750,000~759,999 750,000~ 大菱親族:33万円 特定技養親族:43万円 老人扶養親族:38万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	9.								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 老人ののの会員が表現のでは、180,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~649,999 700,000~759,999 750,000~759,999 750,000~759,999 760,000~ 大養親族:33万円 特定技養親族:45万円 老人扶養親族:45万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	9.								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者特別 扶養	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 を配偶者の合計所得金額 380,001~399,999 400,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~699,999 700,000~759,999 750,000~759,999 750,000~ 大菱親族:33万円 特定技養親族:43万円 老人扶養親族:38万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	9. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 19. 1								
除	雰婦(夫)・ひとり親 ・勤労学生 配偶者 配偶者特別 扶養	事婦(夫)、動労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 配 偶 者:33万円 老人配偶者:38万円 老人配偶者:38万円 老人ののの会員が表現のでは、180,000~449,999 450,000~449,999 550,000~599,999 650,000~649,999 650,000~649,999 700,000~759,999 750,000~759,999 750,000~759,999 760,000~ 大養親族:33万円 特定技養親族:45万円 老人扶養親族:45万円	(単位:円) 控除額 330,000 330,000 310,000 260,000 210,000 110,000 60,000 30,000	9.								

2 3 医療費-補てん額-(総所得金額等×5% 又は10万円のいずれか低い金額) (控除限度額200万円) ディケーション税制による特例:支払った金額ー補てん額-12,000円 (控除限度額88,000円) ひとり親控除の創設・寡婦(夫)控除の見直し 寡婦、勤労学生:26万円 ひとり親:30万円 (単位:円) 納税義務者の合計所得金額 区分 ~9,000,000 9,000,001~9,500,000 9,500,001~10,000,000 配偶者 330,000 220,000 110,000 老人配偶者 380,000 260,000 130,000 (単位:円) (単位:円) 納税義務者の合計所得金額 納税義務者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 ~9,000,000 9,000,001~9,500,000 9,500,001~10,000,000 10,000,001~ ~9,000,000 9,000,001~9,500,000 9,500,001~10,000,000 10,000,001~ 380 001~900 000 480,001~1,000,000 330,000 220.000 110 000 330.000 220 000 110,000 0 900,001~950,000 310,000 210,000 110,000 1,000,001~1,050,000 310,000 210,000 110,000 0 950,001~1,000,000 260,000 180,000 90,000 1,050,001~1,100,000 260,000 180,000 90,000 1.000.001~1.050.000 210.000 140.000 70.000 0 1.100.001~1.150.000 210,000 140 000 70 000 0 1,050,001~1,100,000 1,150,001~1,200,000 160,000 110,000 60,000 160,000 110,000 60,000 0 0 1,100,001~1,150,000 110,000 80,000 40,000 1,200,001~1,250,000 110,000 80,000 40,000 1,150,001~1,200,000 60,000 40,000 20,000 0 1,250,001~1,300,000 60,000 40,000 20,000 0 1,200,001~1,230,000 1,300,001~1,330,000 30,000 20,000 10,000 0 30,000 20,000 10,000 0 1,230,001~ 1,330,001~ 0 0 0 0 (単位:円) 合計所得金額 控除額 0 ~ 24,000,000 24,000,001 ~ 24,500,000 24,500,001 ~ 25,000,000 430,000 290,000 150,000 25,000,001 ~ 0